

第2節

陸・海・空自衛隊の統合運用のあり方

自衛隊の統合運用は、自衛隊の総合的かつ有効な運営を図るため、本年から50年前の54（昭和29）年7月に陸・海・空幕僚長と統合幕僚会議議長で構成される統合幕僚会議（統幕）が設立されたことに始まり、時代の要請に応じてその役割を逐次広げてきた。しかし、実際に運用を行うにあたっては、各自衛隊がそれぞれの構想に基づいて個別に行動し、必要に応じて統幕が統合調整を行い対処するという「各自衛隊ごとの運用を基本」とする態勢をとってきたのが現状である¹。

一方、軍事科学技術や情報通信技術の発達、これらによる戦闘様相の変化、さらには多種多様な事態の発生や新たな脅威の出現による国民の自衛隊に対する期待の高まりなど、自衛隊を取り巻く環境は変化し、役割は拡大している。これら多様化する役割などに速やかに対応し、将来にわたり自衛隊の任務を迅速かつ効果的に遂行するためには、平素から陸・海・空自衛隊を有機的かつ一体的に運用できる態勢が必要である。このような問題意識から、防衛庁では、02（平成14）年4月、各幕僚長と統幕に対して「統合運用に関する検討」を行うよう長官指示を発出した。12月には、これまでの「各自衛隊ごとの運用を基本」とする態勢から「統合運用を基本」とする態勢へ移行することの必要性を整理し、「自衛隊の運用に関する軍事専門的見地からの防衛庁長官の補佐の一元化」、「統合運用のための幕僚組織の設置」、「陸・海・空自衛隊の部隊における統合運用体制の強化」についての施策をとりまとめた成果報告書が提出された²。また、昨年12月19日に閣議決定された「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」における「我が国の防衛力の見直し」³の項において、「現在の組織等を見直して、統合運用を基本とした自衛隊の運用に必要な防衛庁長官の補佐機構等を設ける。」こととされた。

成果報告書や閣議決定を踏まえ、現在、防衛庁として、法律、組織などの観点から細部にわたる具体的な検討を行っているが、本節では、成果報告書に記述されている統合運用の態勢強化の必要性和新たな統合運用態勢の方向性、成果報告書を踏まえ現在防衛庁において検討している事項などについて説明する。

1 統合運用の態勢強化の必要性

陸・海・空自衛隊の一体的運用による迅速かつ効果的な対応

(1) 自衛隊の有機的な連携

わが国に対する侵略事態などに対処する場合、各自衛隊は、同一の作戦地域において立体的な展開や迅速な機動を行うにもかかわらず、現行の運用態勢では、各自衛隊がそれぞれの作戦構想に基づいて個別に行動し、必要に応じて統合調整を行って対処することとなっている。このような態勢は、迅速性、適時性の観点から問題があり、平素から、統合の視点から企画・立案した作戦構想に基づいて、自衛隊が有機的に連携し、迅速かつ効果的に任務を遂行し得る統合運用の態勢を確立しておくことが必要である。

(2) 進展する軍事科学技術の活用

陸・海・空自衛隊が一体となり、迅速かつ効果的に任務を遂行するためには、各自衛隊が情報を同時に共有し、かつ一元的な指揮・統制を行うことが必要不可欠である。軍事科

¹ 2以上の自衛隊を統合運用する場合、長官の補佐は統幕による統合調整によって行われる。統幕は合意を基本とするため、統合調整においては、各自衛隊ごとの作戦構想を整合させて一定の合意に達するまでの調整に時間を要し、結果として長官に対する迅速な補佐に支障をきたすおそれがあるとともに、事態の推移に応じてその都度相互に調整が必要となることから自衛隊の行う作戦全般が適切に行われないおそれがある。

² 「統合運用に関する検討」成果報告書

(<http://www.jda.go.jp/join/folder/seikahoukoku/cyou-houkoku.pdf>)

³ 資料61（p415）参照。本章1節参照。

学技術の進展、特に情報通信技術の進歩は、これらを可能にするばかりでなく、作戦の進展速度を増大させるとともに、作戦を複雑化させている。

このような作戦環境下においては、情報通信技術を駆使し得るか否かが作戦の成否を左右することとなり、自衛隊の運用にあたって進展する軍事科学技術を最大限に活用するためにも、統合運用の態勢を整備することが必要である。

軍事専門的見地からの長官の補佐の一元化

自衛隊の運用に際しては、内部部局が主として政策的見地から、各幕僚長と統幕が主として軍事専門的見地から、自衛隊に対する長官の指揮監督を補佐している。

現行の運用態勢では、各幕僚長と統幕がそれぞれの軍事専門的見地から長官を補佐するため、場合によっては、異なる状況認識と作戦方針に基づいて長官を補佐する者が複数存在することも考えられ、迅速かつ効果的な事態対処に支障を来たすおそれがある。

このような問題点を解消し、内部部局の行う政策的見地からの補佐との密接な連携を保持する観点からも、あらゆる事態への対処に際し、軍事専門的見地からの補佐を一元化することが必要である。

日米安全保障体制の実効性の向上

日米安保体制を基調としているわが国にとって、自衛隊と米軍との連携は重要であり、米軍との共同作戦を円滑に行うことによりその実効性をさらに向上させることが求められている。

しかし、現行の運用態勢では、自衛隊が統合軍である米軍と共同作戦を実施する場合、米軍が1人の指揮官の下、4軍が同一の作戦構想の下で行動するのに対し、自衛隊の行動は、各自衛隊がそれぞれの作戦構想に基づいて個別に行動し、必要に応じて統合調整を行って対処することとなっている。

このため、自衛隊の運用の態勢を統合運用の態勢とし、自衛隊と米軍がそれぞれ統合の視点から企画・立案した作戦構想に基づき共同して対処し得る態勢を構築することが必要である。

2 新たな統合運用態勢の方向性など

新たな統合運用の態勢の考え方

統合幕僚長（仮称）が、自衛隊の運用に関し、各自衛隊を代表して一元的に長官を補佐するとともに、自衛隊に対する長官の指揮は統合幕僚長（仮称）を通じて行い、自衛隊に対する長官の命令は統合幕僚長（仮称）が執行する。また、このための幕僚機関として統合幕僚組織¹を設置するとともに、自衛隊の部隊を統合運用に適合し得る態勢とする。

中央組織（幕僚監部以上）における統合運用態勢の強化

現在、各幕僚長と統幕が実施している自衛隊の運用に関する長官の補佐は、各自衛隊を代表して一元的に統合幕僚長（仮称）が行い、各幕僚長は運用を除く隊務に関して長官を補佐する。ただし、各幕僚長は各々の立場から統合幕僚長（仮称）に意見を述べるができる²。

自衛隊の運用に関し、軍事専門的見地から一元的に長官を補佐するため、現統幕事務局を廃止して統合幕僚組織を創設するとともに、各幕僚監部から運用にかかわる機能を移管し、集約する。

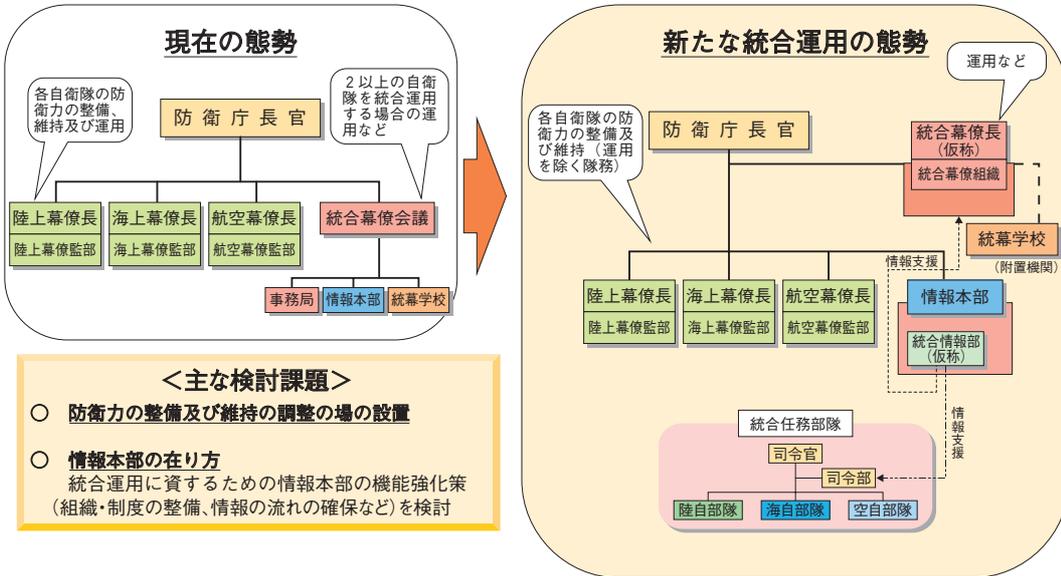
¹ 新たな統合運用の態勢における自衛隊の運用に関する長官の幕僚機関を統合幕僚組織とし、その名称と行政組織上の位置付けなどについては現在検討を進めている。また、成果報告書では、統合幕僚組織の長を統合幕僚長（仮称）としている。

² 成果報告書では、運用を除く隊務については従来どおり、各幕僚長が長官を補佐する、各自衛隊の防衛力の整備や維持については、現行どおり、各幕僚長が責任を負う、としている。

化することで検討している。

統幕会議と情報本部のあり方

「統合運用に関する検討」の方向性
 統幕会議を廃止し、新たに統幕僚組織を設置、情報本部を長官直轄とする



- ＜主な検討課題＞
- 防衛力の整備及び維持の調整の場の設置
 - 情報本部の在り方
 統合運用に資するための情報本部の機能強化策（組織・制度の整備、情報の流れの確保など）を検討

その他、現在統合運用に関し、検討している事項は、以下の表のとおりである。

検討事項

検討項目		細部検討の方向性
中央組織における運用態勢の強化		・ 統幕僚会議の廃止、情報本部の長官直轄化 ・ 統幕僚長（仮称）への運用に関する責任・権限の一元化 ・ 統幕僚組織における運用に係る意思決定の迅速・的確化
各自衛隊の部隊における運用態勢の強化		・ 統幕僚任務部隊指揮官として主要部隊指揮官を指定 ・ 統幕僚任務の指定を受ける主要部隊司令部に平素から他自衛隊の幕僚を配置
統合運用基盤の整備	人事・監理	・ 統幕僚長（仮称）の各自衛隊の人事に関する手続きへの関与
	教育	・ 統合教育の充実・強化
	情報	・ 情報機能の充実
	訓練	・ 統幕僚長（仮称）と各幕僚長が所掌する訓練の区分の明確化
	後方補給	・ 各自衛隊の後方補給業務への関与
運用に関する計画の整備		・ 通信電子機能の充実
		・ 新たな統合運用態勢における各種計画の整備

4 諸外国における統合運用について

諸外国における統合の潮流

冷戦の終結に伴い、圧倒的な軍事力を背景とする東西間の軍事的対峙の構造は消滅した

ことから、諸外国はそれまで行ってきた「明確な脅威に対する軍事力の整備」という目標を失い、保持してきた軍事力を削減する動きが世界的に広がっていった。これに伴い、特に欧米各国では、国防費の削減などが進んだが、その後には民族問題や大量破壊兵器の拡散などの急激な国際環境の変化とテロリズムをはじめとする多様な事態の生起により、軍事力には新たな役割が期待されることとなった。このような環境の変化に対応するため、各国は軍事力の再編成を進めるとともに、国防省などの組織改編、軍隊の統合化を図っていった。

さらに、いち早く統合を進めていた米軍の湾岸戦争における圧倒的な勝利は、統合の有効性を証明する結果となり、各国は統合司令部を創設するなど、最近には特に統合運用の分野での態勢整備を進めている。

諸外国における統合運用の形態

諸外国における統合の形態は、その国の歴史、文化、国民性などにより千差万別であり、それぞれの国は国情に応じて独自の形態を築き上げているが、主として以下の3つの形態に分類できる。

- ①アメリカ型：陸・海・空・海兵の各軍を平時から統合軍として保持している。
- ②ヨーロッパ（英・仏・独）型：平時は統合司令部のみを保持し、必要に応じて統合軍を編成して運用する。
- ③カナダ型：一軍制をとり、軍隊の運用そのものが既に統合運用となっている。

Q

& A

統合運用

コラム

Q 「統合運用」というのは、どういう意味ですか？

A 統合運用とは、自衛隊が、陸・海・空自衛隊ごとに個別に活動を行うのではなく、はじめから一緒に一体となって活動を行うことです。

自衛隊の活動は、陸・海・空自衛隊ごとに、個別に行う場合とはじめから一緒に一体となって活動する統合運用の場合に区分されており、現在においても自衛隊の統合運用は可能です。さらに、統合運用の場合は、その形態により、協同により活動する場合¹と統合部隊を編成して活動をする場合²の2つに区分されます。

しかしながら、軍事科学技術や情報通信技術の発達により、陸・海・空自衛隊の作戦地域が重複し、複雑で広い範囲の活動を行う機会が多くなる環境においては、現在の統合運用の態勢によっても環境の変化に対応しきれない恐れがあると考えられます。現在の統合運用の態勢をさらに強化し、日頃から陸・海・空自衛隊全体を通じた統一的で一体的な構想に基づいて計画を作り、陸・海・空自衛隊が力を合わせて、素早く、そして上手く力を発揮できるように行動する新たな統合運用態勢を作っておくことが必要不可欠になります。

- 1) 協同により活動する場合とは、ある特定の共通の目的を達成するために、指揮関係にない2つ以上の自衛隊の部隊がそれぞれの指揮系統に基づいて、相互に協力して活動を行うことである。
- 2) 統合部隊を編成して活動をする場合とは、現状では、自衛隊法第22条に基づき統合部隊を編成する必要がある場合のことであり、出動時その他統合運用が必要と長官が認める場合に、作戦の目的や任務の特性などに応じて、適任者を統合部隊指揮官に任命し、各自衛隊の部隊から所要の部隊を抽出し、統合部隊を編成し活動を行うことである。